

ジェマアト・村・メズラア —— 16 世紀のアダナ県における「部族の存続」の一考察 ——

岩 本 佳 子

は じ め に

現在のトルコ共和国の大半を占めるアナトリアへは 11 世紀以降に中央ユーラシアからテュルク系遊牧民が流入し、それら遊牧民の定住化がアナトリアの「テュルク化」につながったことはよく知られている。年代記や銘文史料、古文書や帳簿等の様々な史料を用いてこれらアナトリアのテュルク系遊牧民をめぐる研究が行われてきた¹⁾。それらの研究により、オスマン朝治下のアナトリアの遊牧民は「季節ごとに夏営地・冬営地を移動しながら牧畜を行う」のみではなく、メズラア mezra'a という一時的な耕作地²⁾での農耕、さらには免税特権と引き替えに様々な仕事にも従事する多様な集団であることが明らかとされてきた [Şahin 2006; 永田 1984; 永田 1985]。

筆者は以前、アナトリア中部のボゾク県 Bozok Sancâğı を対象に、ボゾク県租税台帳 tapu tahrir defteri³⁾の徴税を行う上での住民把握のための記録の単位が、16 世紀中頃にジェマアト cemâ'at⁴⁾から村 karye へ変わった事例に着目し、「遊牧民の定住化」と解釈されてきた租税台帳の記載方式の変化に行政側の地域に住む担税者⁵⁾に対する認識の変化が関与していたことを論じた [岩本 2010]。このジェマアトの語は、町や村に住むキリスト教徒、ユダ

1) 近年のトルコ共和国を中心としたアナトリアのテュルク系遊牧民研究については Şahin 2006 35-52 を参照されたい。

2) 主に周辺の村の村民や遊牧民が耕作をする土地を指す語。原義は「耕作地」。メズラアは「枝村」とも訳されるが、本稿では枝村に対する本村を持たないメズラアが存在することを考慮してメズラアと表記する。

3) 対象地域に住む担税者の人口、農作物の生産高、担税額などの租税に関する情報が記録された財務帳簿史料。「検地帳」とも邦訳される。大きく分けて、都市、村ごとに担税者の名前と総数、税目とその担税額といった詳細な情報を記録する明細帳 mufaşşal defteri と、スイパーヒー等の軍人 'askeri が保有する知行 dirlik と知行を構成する村落の名、担税者の総数と担税額の総額を記録した簡易帳 icmâl defteri の二種類が存在する [Lowry 1992; Afyoncu 1999]。

4) 本稿では、ジェマアトの原義は「集団」であるが、いわゆる部族や氏族といった「出自や系譜を共有するという意識を持つ領域的父系集団」を指す語として用いられていることや、本稿で考察の対象とすることを留意して以下「ジェマアト」と表記する。

5) 本稿では「担税者」の語を課税対象者として租税台帳に名前とその人数が記される世帯 hâne 数すなわち世帯主である既婚成人男性と、独身成人男性 mücerred の総称として用いる。

ヤ教徒などの特定の担税者集団や、テュルク、クルド、アラブ系遊牧民などの年間を通して特定の居住地に住みついでいない一定の担税者集団を租税台帳に記録するために用いられてきた語である。従って、租税台帳では遊牧民はどのジェマアトに属しているのかが記され、耕作を行っている場合はそのメズラアの名前が記録された。それらジェマアトが牧畜と移動生活から農耕と定住生活に生業の比重を移し、年間通じて人が住む村が形成されることで、ジェマアトではなく村ごとに租税台帳に記録されるようになるという「遊牧民の定住化」がアナトリアの各地で見られてきた⁶⁾。

しかし、租税台帳には「牧畜をはるかに上回る規模で農耕が行われているにもかかわらず、村ではなくジェマアトごとに記録されている」、「年の大半の期間、もしくは年間通じて耕作が行われているメズラアが存在する」といった例が見られる。このような現象は何故生じているのか、そして租税台帳に登場するジェマアト、村、メズラアの語がどのような意味を持ちどのように用いられているのか、さらなる検証が必要であろう。

そこで本稿では、アナトリア南東部に位置し、現在のトルコ共和国アダナ県とオスマニエ県を合わせた地域に相当するオスマン朝治下のアダナ県 Adana Sancâğı を対象に上記の問題を考察する。アダナ県は、県北部にはトロス山脈、県の南部にはアレクサンドレッタ İskenderun 湾沿岸にチュクロヴァ Çukurova 平野が広がる地勢に富む地域であった。特にセイフーン川（現セイハン川）Nehr-i Seyhün 流域の湿地帯は、夏期にはマラリア蚊が発生するために長らく年間を通じて人が住むには適さない土地であった。14 世紀以降、このアダナ県はラマザン・ベイリク Ramazân Beğliği⁷⁾と呼ばれる君侯国に支配されていたが、16 世紀初頭にオスマン朝に併合された。その後、アダナ県ではティマール制が施行され、租税台帳が何度も作成されたために、16 世紀の県内の住民の構成、生業、土地利用を通時的に検討することが可能である。このアダナ県一帯の遊牧民を扱った研究は、大別するとアダナ県を含むチュクロヴァ平野一帯からシリア方面にまで広がっていた遊牧民の大部族・氏族集団を扱った研究 [Bilgili 1999; Gökbel 2007; Sümer 1963; Sümer 1999: 196; Şahin 2006] と、租税台帳を用いた 16 世紀アダナ県の地誌的研究に二分される。後者の研究の中で、特に Y. クルトはアダナ県租税台帳を用いてアダナ県の社会と経済に関する詳細な分析を行い、村が

6) 16 世紀の租税台帳を基に、メズラアでの農耕を契機にして遊牧民が定住化していったことを示した先駆的な実証的研究としては Lindner 1983, 永田 1977 がある。さらに、山口 2000 は 18 世紀初頭アルダラーンの租税台帳を通じて、遊牧民による耕地としての冬営地の利用の姿を明らかにしている。

7) 14-16 世紀にかけてチュクロヴァ平野一帯を支配した君侯国。テュルク系遊牧民ラマザン族 Ramazânlu に属するラマザン・オール家により 14 世紀中頃に建国され、アナトリアのカラマン・ベイリク、オスマン朝、アクコユンル朝とエジプト、シリアを支配するマムルーク朝間の緩衝国として栄えた。1514 年にオスマン朝によりベイリクが併合された後も、クズルバシュ征伐、対サファヴィー朝遠征に協力したことで、ラマザン・オール家は 17 世紀まで数代にわたりアダナ県サンジャク・ベイ sancağ beği/mîr-livâ の職を独占した [TT.d. 114 (1572): xv-xxxii; Sümer 1963]。

アヤス Ayās, クヌク Kınık, ベレンディ Berendi 郷にしか存在しないこと [TT.d. 450 (1525) : xxxiii-xxxvi ; TT.d. 254 (1547) : xix ; TT.d. 114 (1572) : lxi-lxii]⁸⁾, アダナ県全体の担税額は牧畜に関する税の担税額よりも農耕に関する税のそれの方がはるかに高かったこと、県の担税者総人口の実に 8 割がいずれかのジェマアトに所属していたこと、冬作物の小麦、大麦と夏作物の綿花、ジェイフーン川 Nehr-i Ceyhün (現ジェイハン川) 以東の地域では灌漑を要する米が栽培されていたことを明らかにし [TT.d. 450 (1525) : xix-lv ; TT.d. 254 (1547) : xv-xxxvii ; TT.d. 114 (1572) : xii-cvii ; Kurt 1990 ; Soysal 1988], 16 世紀を通じてアダナ県全体の担税者人口の 8 割は「ジェマアトに分かれて生活する遊牧民のテュルクメン cemaat halinde yaşayan konar-göçer Türkmen」, 「完全な遊牧民ではなく冬营地または夏营地に住むテュルク系の半遊牧民 yarı göçer Türkler」であったと結論づけている [TT.d. 114 (1572) : cviii]。

これらの先行する研究により 16 世紀アダナ県の社会経済状況は詳細に明らかとされた。しかしながら、何故アダナ県では農耕がこれほど盛んであったにもかかわらず、担税者の 8 割近くをジェマアトが占め続け、上記の 3 郷以外では村が形成されなかったのかという問題は管見の及ぶ限り明らかにされているとは言い難い。

したがって、本稿では 16 世紀に 10-20 年毎に作成された 5 つのアダナ県租税台帳⁹⁾を用いて、ベイリク時代の諸制度との関係や他地域との比較を考慮しつつ、上記の現象がアダナ県で起きていた理由を考察し、租税台帳上のジェマアト、村、メズラアといった語の徴税単位としてのはたらきを明らかとする。

I 租税台帳の記載形式とジェマアト、村、メズラア

本章では、租税台帳の記載形式、記載内容の面からアダナ県におけるジェマアトと村、村とメズラアの相違について考察する。

表 1 からジェイフーン川西岸・東岸の村またはメズラア 1 地片あたりの作物に対する税、

8) 例外として TT.d. 450 (1525) : 21, 160 ではアダナ郷にはエーディル Eğdir 村、ユレーイル Yüreğir 郷にケチリュ Keçilü, バシュゲテュレン Başgetüren 村が、TT.d. 177 (1536) : 44 ではアダナ郡にチャタル Çatal 村が記録されている。

本稿で史料として用いた租税台帳については、参考文献表で史料略号を示す。TT.d. の後に分類番号を記し、() で台帳の作成年を示すこととする。

9) 租税台帳間でアダナ県の地域区分には異同が見られる。TT.d. 69 (1519) から TT.d. 114 (1572) まで一貫して記録されている郷は、アダナ、ユレーイル、サルチャム Sâruçâm, カライサル Kara İsâlu, ハジュル Hâcılı のみである。デュンダルル・ヴェ・ブルガルル Tündârlu ve Burgârlu 郷は TT.d. 450 (1525) には登場しない。また、ベレンディ、クヌク郷は 1519 年以降にアダナ県に併合された郷であるために、TT.d. 450 (1525) 以降にしか登場しない。さらに、アヤス郷は TT.d. 177 (1536) 以降、クヌク郷から分離して成立した郷である [TT.d. 114 (1572) : lxxxiv-xciii]。

表 1
(担税額単位：アクチュ)

租税台帳	ジェイフーン川西岸			ジェイフーン川東岸			小麦、大麦、綿花が栽培されているメズラアの記載数
	村記載数	メズラア記載数	メズラア一地区あたりのウシユル税担税額	村記載数	村一地区あたりのウシユル税担税額	メズラア記載数	
TT.d.69 (1519)	0	316	799				103
TT.d.450 (1525)	3	433	2,890	84	1,091	221	328
TT.d.177 (1536)	1	419	1,690	55	2,673	149	287
TT.d.254 (1547)	0	494	1,830	49	3,834	160	221
TT.d.114 (1572)	0	511	1,661	55	3,603	151	223

TT.d.69 (1519), TT.d.450 (1525), TT.d.177 (1536), TT.d.254 (1547), TT.d.114 (1572) より作成
ジェイフーン川西岸：アダナ、ユレーイル、サルチャム、デュンタルル・ヴェ・ブルガルル、ハジユル、カラ・イサル郷
ジェイフーン川東岸：ベレンディ、アヤス、クヌク郷
*TT.d.69 (1519) ではジェイフーン川東岸の3郷はアダナ県には属していなかったもので、その値は含んでいない。

具体的には小麦、大麦、綿花といった収穫された農作物に対して課せられるウシュル税 'öşür¹⁰⁾ の担税額¹¹⁾ の変遷を確認していく。ジェイフーン川西岸における 1 メズラアあたりのウシュル税担税額とジェイフーン川東岸の 1 村あたりのウシュル税担税額を比較すると、TT.d. 450 (1525) と TT.d. 177 (1536) ではジェイフーン川西岸のそれの方が高いことが確認できる。また、栽培されている作物は、村、メズラアともに小麦、大麦、綿花が中心であり、両者に大きな違いは見られない [TT.d. 450 (1525): xlii-lv; TT.d. 254 (1547): xxvii-xxxv; TT.d. 114 (1572): lxxxiv-cvii; Bilgili 1999: 176-77; Kurt 1990; Soysal 1988: 177-78]。さらに、アダナ県内のメズラアの 3-5 割で冬作物の小麦や大麦と夏作物の綿花がともに栽培されており、マラリア蚊の問題があったにもかかわらず、アダナ県ではメズラアが耕地として 1 年の大半の期間もしくは年間通して利用されていたことがうかがえる。

租税台帳における村とメズラア両者の最大の違いとしては、担税者の名前や人数をあげられるか否かということがあげられる。

租税台帳では地域の担税者を登録するために村名が見出し、ある種の記録の単位として用いられる。具体的には村名を頭に書いた後に、その村に住む担税者の名前とその総数、課せられる各種税とその担税額が順に台帳に記録される。いわば村名を分類の基準や単位とした「村名分類」とでも言うべき記載形式が採用されている。アダナ県でも、1520 年以降に県に併合されたジェイフーン川東岸の郷では、表 1 で示すように TT.d. 450 (1525) から一貫して村が登場しており、村がある場合はこの村名分類が用いられている。対して、メズラアの場合は担税者の名前、担税者の総数、世帯税の担税額が書かれることはない¹²⁾。

一方、村が存在しない場合は、代わりにジェマアト名を見出しにあげた後に、そのジェマアトに属する担税者の名前、人数、税目と担税額を租税台帳に記録している。地域の住人を台帳に分類して記録するためにジェマアトの名前を見出しとして採用するこの方式をジェマアト名分類と本稿では呼ぶこととする¹³⁾。アダナ県租税台帳では村名分類とジェマアト名

10) ウシュル税の税率は地域や時代ごとに異なるが、アダナ県ではウシュル税として収穫された作物の 10 分の 1 が現物で徴収された。

11) TT.d. 69 (1519), TT.d. 450 (1525) では担税額の表記に「オスマンのアクチェ 'Osmanî akçe」(以下アクチェ)ではなく、「アレppoのアクチェ Halebî akçe」(以下ハレビー・アクチェ)と呼ばれるシリア、アナトリア南東部などでオスマン朝による併合以前から流通していた銀貨が用いられている。アダナ県法令集によれば、16 世紀のアダナ県では 1 ハレビー・アクチェが 0.4 アクチェに相当する [Kanuni KN2: 593-623; TT.d. 450 (1525): xxxix]。本稿ではハレビー・アクチェで書かれている担税額をアクチェに換算した値を表に記した。

12) 16 世紀におけるメズラアの特徴として「人口(担税者)に関する記録がない」「作物からの直接税(すなわちウシュル税)の記録がある」「耕作者にあたるジェマアトの名が書かれる」ことを Soysal 1988: 175 はあげている。アダナ県のメズラアにも前者 2 つの特徴はあてはまる。

13) Soysal 1988 は TT.d. 114 (1572) を例にあげ、ジェマアト、村、メズラアの記載方式や記載内容の相違について述べている。ただし、担税者を記録するためにジェマアト名分類と村名分類の両方が TT.d. 114 (1572) 以前の租税台帳からアダナ県では用いられていることやそのメ

分類が併用され、村があるジェイフーン川東岸では村名分類、村がない西岸や東岸でも村がない場所ではジェマアト名分類を用いて県内の担税者が登録されていた。

また、通時的に見ると TT.d.450 (1525) と TT.d.177 (1536) の間でジェマアトとメズラアの表記に変化が生じていることが確認できる。まず、TT.d.69 (1519)、TT.d.450 (1525) ではジェマアトに属する担税者個々人の名前と人数、徴集される税の税目と額を列挙した後、そのジェマアトが保有しており耕作を行っているメズラアの名前とそこから徴収されるウシュル税の税目と税額が続けて記録されている。また、メズラア名の後には耕作者にあたるジェマアトの名前や「前述のジェマアトが耕作している mezkür cemā'atīñ ekinligidür」といった文言が書かれ、そのメズラアでどのジェマアトが耕作を行っているかが明確に示されている。いわば「ジェマアト・メズラア一体型」とでも言うべき記載方式が採用されているのである。

ところが、TT.d.177 (1536) 以降の租税台帳では、郷ごとにその郷に住むジェマアトの名前を見出しとしてあげ、担税者の名前と人数、徴収される税目とその担税額を記録した後、続けて別のジェマアトの名前と担税者、担税額が列挙され、その後で同じ郷内に存在するメズラアの名前とそこから取れるウシュル税の税目、担税額が記録されている。また、耕作者にあたるジェマアトの名前が書かれず耕作者がはっきりしないメズラアが多数登場するようになる。つまり、ジェマアトとメズラアを別々に記録するという「ジェマアト・メズラア分離型」とでも呼べる記載方式に、ジェマアト・メズラア一体型から変化しているのである。

この結果、表2で示したようにジェマアト・メズラア分離型が初めて採用された TT.d.177 (1536) ではメズラアと結び付けられて記録されていない、すなわち租税台帳では「耕

表2

租税台帳	ジェマアト記載数	メズラア保有 ジェマアト記載数	家畜保有 ジェマアト記載数	羊保有ジェマアトの 1人あたり羊保有頭数
TT.d.69 (1519)	464	420		
TT.d.450 (1525)	425	308		10.89
TT.d.177 (1536)	466	85	191	5.19
TT.d.254 (1547)	633	503	264	4.77
TT.d.114 (1572)	586	214	260	10.88

TT.d.69 (1519)、TT.d.450 (1525)、TT.d.177 (1536)、TT.d.254 (1547)、TT.d.114 (1572) より作成

- *メズラアの保有の有無は租税台帳でそのメズラアが特定のジェマアトに属する旨が書かれているか否か、家畜保有の有無は羊、山羊、水牛税の記録の有無で判断した。
- *TT.d.69 (1519) ではジェマアトごとではなく、台帳の末尾にアダナ県内の羊税の担税額の総計が書かれているために「家畜保有ジェマアト記載数」、「羊保有ジェマアトの1人あたり羊保有頭数」の値は記していない。
- *TT.d.450 (1525) では、山羊税、水牛税といった羊税以外の家畜諸税の担税額はジェマアトごとではなく台帳の末尾に総額のみが書かれている。そのために「家畜保有ジェマアト記載数」の値は記していない。

↙ 理由については特に述べていない。

地未保有」とされているジェマアトの記載数が TT.d. 69 (1519), TT.d. 450 (1525) から一転して¹⁴⁾ 全ジェマアトのその 7-8 割を占めるまで増加した。例えば、ユレーイル郡のサザクル Sazaklu・メズラアでは TT.d. (1525) までは耕作者としてサザクル・ジェマアトの名前が上³がっていたが、TT.d. (1536) 以降は耕作者の名前が一切あげられなくなる [TT.d. 69 (1519): 26; TT.d. 450 (1525): 89; TT.d. 177 (1536): 99; TT.d. 254 (1547): 135; TT.d. 114 (1572): 155]。TT.d. 254 (1547) ではメズラアの名前の後に耕作者にあたるジェマアト名が書かれる例が再度増加し、耕地保有ジェマアトの比率は全ジェマアトの 8 割にまで回復したが、TT.d. 114 (1572) では再び耕地保有ジェマアトの比率は下落し、全ジェマアトの半数以上が耕地未保有とされている。

16 世紀アダナ県では担税者を登録するためには村名分類の代わりにジェマアト別分類が用いられていたこと、また、ジェマアト別分類がジェマアト・メズラア一体型から分離型へ変化したことが確認できた。では、村・メズラア双方で農耕の規模、内容に大差がないにもかかわらず、アダナ県では村名分類ではなくジェマアト名分類が用いられ、さらにジェマアトとメズラアの記載方式が一体型から分離型に変化したのは何故だろうか。

II 税制とジェマアト別分類の存続

本章では、アダナ県で村名分類ではなくジェマアト名分類が用いられてきた理由をアダナ県に適用された税制の面から考察する。

そもそも、16 世紀のオスマン朝でティマール制が施行された地域では、一般に耕地を持つ担税者からは保有する耕地の面積に応じて定額の耕地税が徴収されていた¹⁵⁾。対して、耕地を保有しない遊牧民に対しては、保有する羊の頭数に応じて徴収される羊税 *resm-i aġnām* が主に課せられ、また遊牧民が農耕を行った場合はウシュル税や土地の利用税が徴収されていた [Kanuni KN1: 310-16, 340-45, 397-98, 427-28; Halaçoğlu 2011: xx-xxiii]¹⁶⁾。

既に序章で述べたようにアダナ県の住人の多数はジェマアトに属している。しかし表 2 から分かるように、TT.d. 177 (1539), TT.d. 254 (1547), TT.d. 114 (1572) の 3 租税台帳で全ジェマアトの 4-5 割でしか家畜税の記録を確認できない。また、担税額から算出した担

14) ただし TT.d. 450 (1525) ではクヌク郡でのみジェマアト・メズラア別分類が導入されている。その結果、クヌク郡では 37 ジェマアト中 29 ジェマアトがメズラアを保有しておらず、耕作者にあたるジェマアトの名前が書かれていないメズラアが数多く見られる。

15) 地域により差異が見られるが、1 チフト以上の耕地を保有する担税者はチフト *çift* に、1 チフト未満半チフト以上の保有者はニーム *nīm*、半チフト未満の保有者はベンナーク *bennāk*、未婚の担税者はミュジェッレド *müçerred* に分類され、めいめいから定額のチフト税 *resm-i çift*、ニーム税 *resm-i nīm*、ベンナーク税 *resm-i bennāk*、ミュジェッレド税 *resm-i müçerred* が徴収された。[Çagatay 1947: 483-511; Lewis 1954: 469-501]。

16) ただし、羊税は羊を保有していれば定住民からも徴収された。

税者1人あたりの家畜の保有頭数についてはその数が最も多い羊ですら10頭以下に過ぎない。つまり、アダナ県のジェマトの半数以上はジェマト名ごとに租税台帳に記録されながらも「家畜を持たない」ものとして扱われており、行なっている牧畜の規模も大規模なものではなかった。このようなジェマトからも、耕地を保有して耕作を行なっていればウシル税を徴収することが可能であるが、前章で述べたように県内には耕地の保有記録がないジェマトも多数存在した。では、アダナ県の担税者の大半を占めるジェマトに対しては羊税や耕地税の代わりにどのような税制が適用され、徴税が行われていたのだろうか。

アダナ県初の法令集 *kānūn-nāme* には、耕地税の代わりに以下の規定が登場する。

アダナ県では、この（台帳）より前に帝王の命令により記録がなされ¹⁷⁾、（以前に）台帳が作られた際には、（マムルーク朝スルターン）カーイトバーイのカーヌーン *Kāyitbāy kānūn*¹⁸⁾ に従って、既婚者めいめいより140 ハレビー・アクチェが取られ、独身と記録された臣民から税が取られることはなかった……（中略）……

現在、帝王の命令により上述の地域 *vilāyet* について新たに台帳が作られた際に、その地域の人々が（陳情に）やって来て「前述の税は我々には多すぎて、負担を支えきれず、支払えない」と言った。一部の者はイスタンブル *Der-i Devlet* にもやって来て、嘆願をし（支払いは）不可能だと述べた。よって、前述の件が至高の玉座の足へ上奏され「既婚者めいめいより50 アクチェ *‘Osmāni akçe*、すなわちハレビー（・アクチェ）に換算すると125 アクチェを徴収せよ。前述の税の半分をノウルーズ *Nevrūz-ı Sultāni* に徴収し、もう半分为晩秋の月 *son gūz ayı* に徴収せよ」と権勢偉大なる榮譽の命令 *emr-i şerif-i celilūl-kādr* が発布された。[Kanuni KN2: 594-97; TT.d. 177 (1536): 3-4]

17) TT.d. 69 (1519) を指すと推察される。なお、TT.d. 69 (1519) に収録されたタルスス *Ṭarsūs*、シス *Sis* 県法令集には、テュルクの臣民 *re'āyā-yı Etrāk* からはノウルーズに既婚者、未婚者から一定額の税を徴収するという規定がある [Yavuz KN: 493-95, 488-91; Kurt 1991: 151]。928/1521-22 年付ウゼイル県租税台帳の冒頭に収録されたアヤス、ベレンディ、クヌク郷法令集ではオスマン朝に併合される前には地域の支配者により既婚者のみを対象に「民のアクチェ *qavmī akçe*」という名目で132 ハレビー・アクチェがノウルーズと初秋に半額ずつ徴収されたと述べられており [Kanuni KN2: 619, 622-23]、これはアダナ県の世帯税の性格と一致する。

18) 「カーイトバーイの法」という文言から世帯税がマムルーク朝の税制に関連する可能性が考えられるが、ラマザン・ベイリク支配下のアダナ県でどのような税制が適用されていたのかは史料の制約もあり明らかではない。アダナ県が属するハレブ州については、オスマン朝併合後に編まれた初の943/1536 年法令集で「まず、前述の県（ハレブ県）は帝王の命令によって（台帳に）記録され、チュルクども（すなわちマムルーク朝）の時代 *Çerākise zamanı* にもたらされた逸脱 *bid'at* は廃止され……（中略）……耕作し（土地を）耕している臣民の一人からは年に1度、太陽暦マルト月 *Mart* にチフト税として各チフトから40 アクチェ……（中略）……が（台帳に担税額として）記録され、現在までこの通りに税が徴収されてきた」[Kanuni KN2: 644, 653; Barkan 1943: 206] とオスマン朝の征服後にマムルーク朝時代の税制が廃止され、耕地税が導入されたことが確認できる。ハレブ州ではマムルーク朝期の税制が廃止されたにもかかわらず、ハレブ州に属するアダナ県で世帯税を採用する根拠としてマムルーク朝時代の法が引き合いに出されていることは興味深い。

ここから、アダナ県では耕地税のような保有する耕地の有無や量に応じて課せられる税の代わりに、世帯主1人につき50アクチュエが税として課せられていたことが確認できる。この規定はそれ以後の法令集にも登場し [Kanuni KN2: 594-623]¹⁹⁾ TT.d. 69 (1519) から TT.d. 114 (1572) に至るまで、16世紀のアダナ県租税台帳では世帯税 *resm-i hâne* という名前で1世帯につき50アクチュエが徴収されている。このように、アダナ県では耕地や羊の有無とは無関係に担税者から定額を徴収できる税として世帯税が活用されていた。

耕地税を徴収するために担税者1人1人が保有する耕地の面積を記録する必要がなく担税者の名前と人数を記録するだけであれば、村であろうともジェマアトであろうとも担税者を台帳に記録する上で大差はない。さらに、耕地税が徴収されないアダナ県では村とメズラアの違いは担税者の記録の可否にしかないので、メズラアの名前とそこで収穫された作物のウシュル税を台帳に記録しておけば徴税には充分である。

村が存在しない場合は担税者を登録するためにはジェマアト名分類を用いるほかに、アダナ県では耕地や家畜を保持していないジェマアトからも税を徴収するために世帯税が活用されていたが故に、村名分類でもジェマアト名分類でも台帳への担税者登録と税の徴収には大きな問題はなかった。このために、アダナ県では担税者の8割がジェマアトに属することになったのである。

Ⅲ 住民の流動性とジェマアト・メズラア分類

本章では、TT.d. 69 (1519), TT.d. 450 (1525), TT.d. 177 (1536), TT.d. 254 (1547), TT.d. 114 (1572) の5冊の租税台帳に共通して登場するジェマアト、メズラアに着目し、アダナ県では農耕が盛んであり耕地を保有しているジェマアトも存在したにもかかわらず、これらのジェマアトと耕地を結びつけて村として台帳に登録することなく、ジェマアト・メズラア分離型の記載方式が存続した理由をさらに考察し、耕地を保有する担税者に向けて耕地税の導入が行われなかった理由を明らかにする。

上記の5冊の租税台帳に連続して記録されているメズラアの地片数はジェイフーン川西岸では86地片になる。この値は、表1で示したジェイフーン川西岸の全メズラア記載数の2-3割に過ぎない。記録形式がジェマアト・メズラア分離型に変化したTT.d. 177 (1536), TT.d. 254 (1547), TT.d. 114 (1572) の3冊の租税台帳に共通して登場するジェイフーン川西岸のメズラアの数244だが、それでも西岸の全メズラア記載数の5-6割である。さらに5冊の租税台帳に連続して登場するメズラアの中で、耕作者にあたるジェマアトが変わっ

19) アダナ県の近隣に位置するウゼイル Üzeyr, タルスス, スイス県でも世帯税が徴収されている。ただし、タルススとスイス県ではアダナ県やウゼイル県とは少々異なり、未婚者からも定額の税が徴収されている [Kanuni KN2: 613-16; Kurt 1991]。耕地税が徴収されず、世帯税のみが徴収されていた地域はチュクロヴァ平野一帯だけである。

たもしくは耕作しているジェマアトの記録がなくなったメズラアの数 は 69 であり、5 租税台帳に連続して登場するメズラアのほぼ全てで耕作者が入れ替わっているもしくは耕作者の記録が消滅していることになる。例えば、ユレーイル郡のブルドウシャル Bulduşâr・メズラアでは TT.d. 69 (1519), TT.d. 450 (1525) では耕作者としてコユンジュ Koyuncı・ジェマアトの名が記されているが、TT.d. 177 (1536) ではどのジェマアトの名前も耕作者としてあげられていない。TT.d. 254 (1547), TT.d. 114 (1572) ではかわってデュルカディルリュ Dülkädirlü・ジェマアトが耕作者としてあげられている [TT.d. 69 (1519): 36; TT.d. 450 (1525): 129-30; TT.d. 177 (1536): 102; TT.d. 254 (1547): 135; TT.d. 114 (1572): 114]。また、郷別に見ると、サルチャム、ハジュール、ユレーイル郷では上述の 5 つの租税台帳に共通して登場するメズラア全てで、アダナ郷では 9 割、カラ・イサル郷では 8 割のメズラアで、デュンドルル・ヴェ・ブルガルル郷でも半分以上のメズラアで耕作者にあたるジェマアトが入れ替わっているもしくはジェマアトの記録が消滅している。実に 5 租税台帳に共通して登場する全メズラアの 8 割で耕作者が変わっているのである。

租税台帳間ではメズラアだけではなくジェマアトも変化が激しい。そもそも、アダナ県が位置するチュクロヴァ地域はシリアとアナトリアをつなぐ交通の要所にあたり、古来、様々な集団が行き来していた。アダナ県初の租税台帳である TT.d. 69 (1519) でも、アダナ、サルチャム郡に属する一部ジェマアトが近隣のスイス、タルスス県に県をまたいでメズラアを持っている旨が記されている [TT.d. 69 (1519): 76-80, 149-71]。また、TT.d. 177 (1536) に付された初のアダナ県法令集では、アダナ県に属する臣民の一部がスイス県に許可無く移住していると述べられており [Kanuni KN2: 596-97]、県境を越えて住人が行き来していたことが分かる。このような傾向もあり、上記の 5 冊の租税台帳に一貫して登場するジェマアトの数は 136 と表 2 で示した全ジェマアト記載数の 2-3 割程度に過ぎない。TT.d. 177 (1536), TT.d. 254 (1547), TT.d. 114 (1572) の 3 台帳に共通して登場するジェマアトに限った場合でも、その数は 238 と全ジェマアトの 4-6 割である。一例をあげると、ユレーイル郡に属するイクズジェリュ İkişcelü・ジェマアトは TT.d. 69 (1519) では 57 世帯成人独身男性 42 人の担税者を有しイクズジェリュ・メズラアで耕作を行なっていたが、TT.d. 450 (1525) から TT.d. 254 (1547) にかけて租税台帳ではその名前が一切見られなくなり、TT.d. 114 (1572) で 35 世帯と独身成人男性 28 人を有するジェマアトとしてアダナ県租税台帳に復活する [TT.d. 69 (1519): 47-49; TT.d. 114 (1572): 105-6]²⁰⁾。アダナ県では TT.d. 69 (1519) から TT.d. 114 (1572) の間の 50 年足らずで大半のジェマアトが県内に転入もしくは県外へ転出していることになる。16 世紀のアダナ県はジェマアトが頻繁に入れ替わっており住民の流動性は高かったと言えよう。

20) TT.d. 177 (1536): 105-6 にはイクズジェリュという名のメズラアの記録があるが、ジェマアトそのものの記録は存在しない。

このようにジェマートの流動性が高いのであれば、村として耕地に担税者を結びつけ、耕地と担税者めいめいが保有する耕地面積を台帳に記して耕地税を徴収することは難しい。むしろ、県内の担税者が移動することを前提にジェマートという人間の集団ごとに台帳に記録し、ジェマートに属する担税者の人数に応じて世帯税を徴集する方が容易である。さらに、メズラの継続性が低く、5 租税台帳全てに登場するメズラでも耕作者がしばしば入れ替わるのであれば、租税台帳にはそのメズラを利用している耕作者の名や属するジェマート名を記すことで転変の激しい耕作者とメズラを結びつけるよりも、ジェマートとメズラという形で両者を分けて記す方が容易である。

アダナ県では担税者の大半が家畜を保有しておらず農耕が盛んであっても、耕地と担税者を結びつけて村と記録せずにジェマート、メズラごとに台帳に記録され続けた理由は、住民と耕地の流動性の高さという地域の事情にジェマート名分類、ジェマート・メズラ分離型という租税台帳の記録方式が対応していたからであった。

お わ り に

16 世紀のアダナ県では、保有する耕地の面積によって課せられる耕地税の代わりに世帯主の人数に応じて課せられる世帯税が徴収されていたために、村ではなくジェマートごとに担税者と担税額を記録する方式でも徴税上大きな問題が生じなかった。さらに、16 世紀を通じてアダナ県では住民と耕地の流動性が高く、土地を基準にして村ごとに担税者を台帳に記録するよりも、村の代用として人間の集団であるジェマートごとに担税者を台帳に記録する方が都合良かった。また、耕地からウシュル税を徴収するためには、個々の耕地と頻繁に変わる耕作者を結びつけて村とするよりも、メズラとして耕作者とは独立した形で台帳に登録し、メズラごとにウシュル税を徴収すれば問題はなかった。県全体では農耕が牧畜よりも盛んであり「遊牧民」とは言い難い状態にあったにもかかわらず、アダナ県では担税者の 8 割近くをジェマートが占め続け、最初から村が存在したアヤス、クヌク、ベレンディ郷以外の郷には村より大規模で年間通じて利用されているメズラすら存在したにもかかわらず、村が形成されなかった理由は、住民や耕地の流動性に対応した税制や台帳の記載方式がアダナ県では適用されていたことによるものであった。

16 世紀のアダナ県では、世帯税という特殊な税制と住民や耕地の流動性の高さが理由となり、県内の担税者や耕地を台帳へ記録して徴税するためには村よりも有用であったジェマート、メズラが租税台帳で用いられ続けた。租税台帳におけるジェマート、村、メズラの話は、担税者の記録の有無、担税者を分類する基準を土地に置くか集団に置くかの違いを持ち、地域の税制や土地利用といった諸事情に応じて選択される徴税単位として機能していたのである。

アダナ県の事例をオスマン朝の徴税制度の中に位置づけ、ジェマート、村、メズラの内

実をさらに明らかにするためには、アダナ県以外の事例、特に耕地税の代わりに世帯税が適用されていたアダナ県の周辺地域との比較・対照が必要であろう。これらの問題については稿を改めて論じることとしたい。

参考文献

- TT.d. 69 (1519) : T.C. Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü Osmanlı Arşivi Daire Başkanlığı (BOA) 所蔵 Tapu tahrir defteri numara (nu.) 69. [未公刊]
- TT.d. 450 (1525) : Kurt, Y. *Çukurova tarihinin kaynakları I : 1525 tarihli Adana Sancağı mufassal tahrir defteri*. Ankara, 2004.
- TT.d. 177 (1536) : BOA, Tapu tahrir defteri nu. 177. [未公刊]
- TT.d. 254 (1547) : Kurt, Y. *Çukurova tarihinin kaynakları II : 1547 tarihli Adana Sancağı mufassal tahrir defteri*. Ankara, 2005.
- TT.d. 114 (1572) : Kurt, Y. *Çukurova tarihinin kaynakları III : 1572 tarihli Adana Sancağı mufassal tahrir defteri*. Ankara, 2005.
- Kanuni KN1 : Akgündüz, A. *Osmanlı kanunnâmeleri ve hukukî tahlilleri : cilt 4 Kanunî devri kanunnâmeleri I. kısım merkezî ve umumî kanunnâmeler*. İstanbul, 1992.
- Kanuni KN2 : Akgündüz, A. *Osmanlı kanunnâmeleri ve hukukî tahlilleri : cilt 5 Kanunî devri kanunnâmeleri II. kısım eyâlet kanunnâmeleri I*. İstanbul, 1992.
- Yavuz KN : Akgündüz, A. *Osmanlı kanunnâmeleri ve hukukî tahlilleri : cilt 3 Yavuz Sultan Selim devri kanunnâmeleri*. İstanbul, 1991.
- Afyoncu, E. (1999) Osmanlı Devleti'nde tahrir sistemi. In : *Osmanlı*, cilt 6. Ankara, 311-14.
- Barkan, Ö. L. (1943) *XV ve XVI'ncı asırlarda Osmanlı İmparatorluğunda zirai ekonominin hukukî ve malî esasları : 1. cilt kanunlar*, İstanbul.
- Bilgili, A. S. (1999) Osmanlı'ya karşı bir türkmen boyu Tarsus Varsakları. In : *Osmanlı*, cilt 4. Ankara, 170-79.
- Çagatay, N. (1947) Osmanlı İmparatorluğunda reayadan alınan vergi ve resimler. *Ankara Üniversitesi Dil ve Tarih Coğrafya Fakültesi Dergisi* 5(5), 483-511.
- Gökbel, A. (2007) *Anadolu'da Varsak Türkmenleri*. Ankara.
- Halaçoğlu, Y. (2011) *Anadolu'da aşiretler, cemaatler, oymaklar 1453-1650*, cilt 1-6. İstanbul.
- Kurt, Y. (1990) 1572 tarihli Adana mufassal tahrir defterine göre Adana'nın sosyo-ekonomik tarihi üzerine bir araştırma. *Bell* 54(209), 179-212.
- Kurt, Y. (1991) Sis Sancağı (Kozan-Feke) mufassal tahrir defteri tantımı ve değerlendirilmesi II. *Osmanlı Tarih Araştırma ve Uygulama Merkezi Dergisi* (2), 151-200.
- Lewis, B. (1954) Studies in the Ottoman Archives I. *BSOAS* 16(3), 469-501.
- Lindner, R. P. (1983) *Nomads and Ottomans in medieval Anatolia*. Bloomington.

- Lowry, H. W. (1992) *Studies in defterology : Ottoman society in the fifteenth and sixteenth centuries*. Istanbul.
- Soysal, M. (1988) Onaltıncı yüzyılda Adana İlinin mufassal defterine göre sosyal ve ekonomik yapısı üzerine bir araştırma. *Bell* 52(202), 169-82.
- Sümer, F. (1963) Çukur-ova tarihine dâir araştırmalar : fetihten XVI. yüzyılın ikinci yarısına kadar. *Ankara Üniversitesi, Dil ve Tarih-Coğrafya Fakültesi Tarih Araştırmaları Dergisi* (1), 1-113.
- Sümer, F. (1999) *Oğuzlar (Türkmenler)*. (rep.) İstanbul.
- Şahin, İ. (2006) *Osmanlı döneminde konar-göçerler : incelemeler-araştırmalar*. İstanbul.
- 岩本佳子 (2010) 「遊牧民」から「農民」へ —— オスマン朝支配下のアナトリア中部における遊牧民認識の変遷 —— 『史林』 93(2), 282-309.
- 永田雄三 (1977) 16 世紀トルコの農村社会 —— 1531 年付サルハン県「検地帳」分析の試み —— 『東洋学報』 58(3-4), 432-62.
- 永田雄三 (1984) 歴史上の遊牧民 —— トルコの場合 —— 永田雄三・松原正毅 (編) 『イスラム世界の人々 3 牧畜民』 東洋経済新報社, 183-214.
- 永田雄三 (1985) 西アジア封建社会論 木村尚三郎他 (編) 『封建社会論』 学生社, 138-64.
- 山口昭彦 (2000) オスマン検地帳に見る十八世紀初頭イランの地方社会 1 —— イラン西部アルダラーン地方の農村と遊牧民社会 —— 『東洋文化研究所紀要』 (140), 208-64.

(京都大学大学院文学研究科)